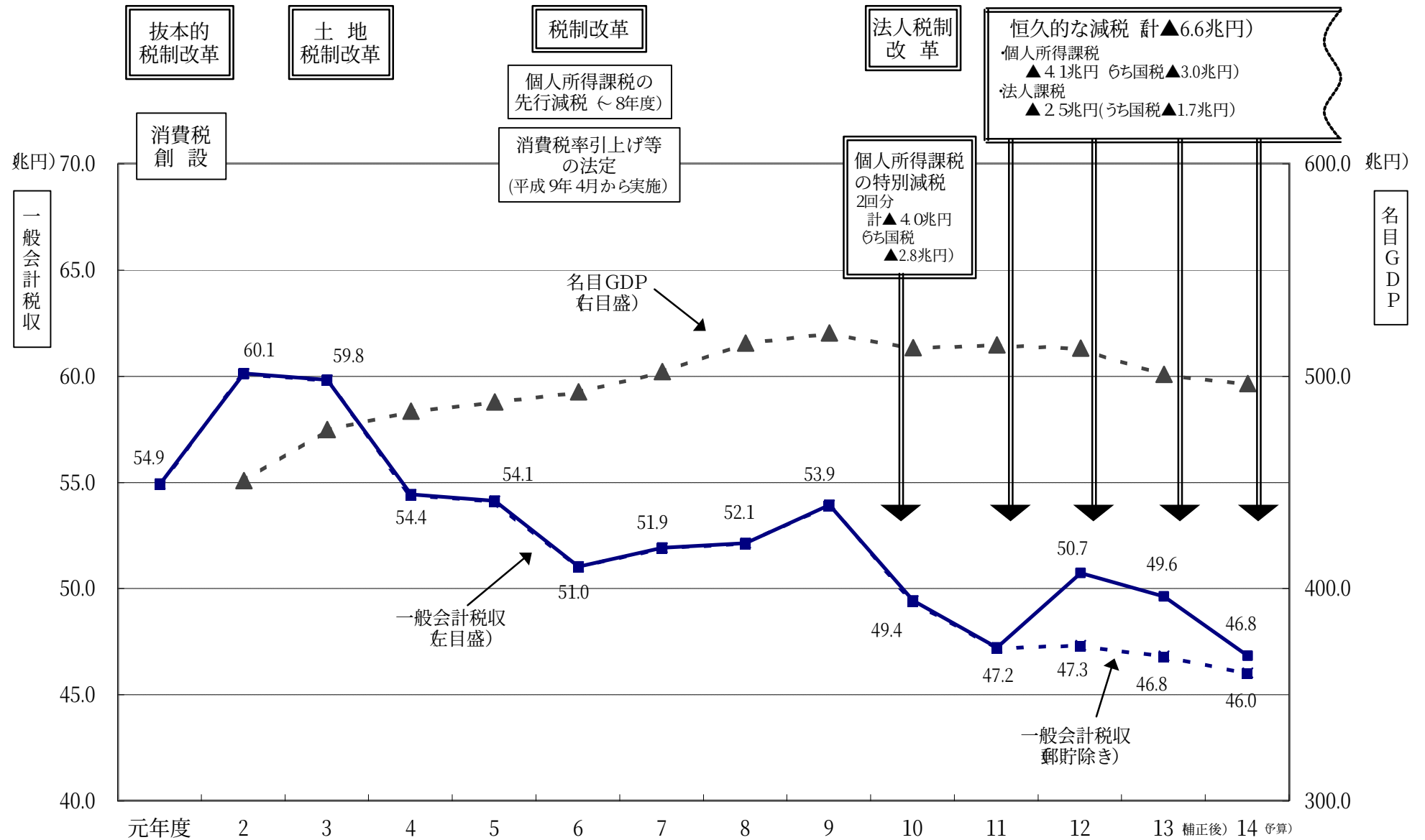


資 料 （ そ の 他 ）

目 次

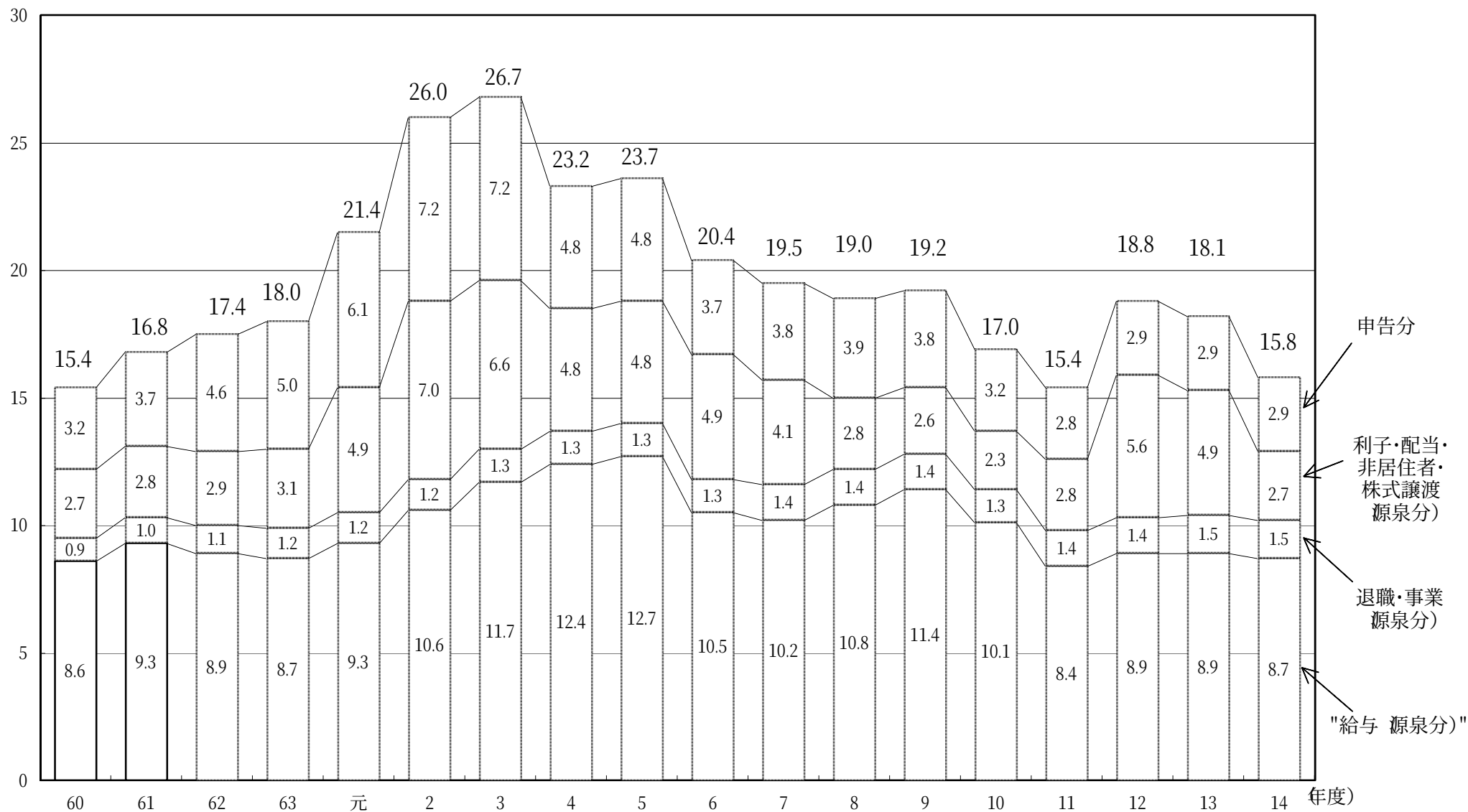
・ 一般会計税収、名目 G D P の推移と主な税制の動き	1
・ 所得税収の内訳の推移	2
・ " 源泉所得税収 (給与所得) " の推移について	3
・ " 源泉所得税収 (給与所得) " の推移について (平成 5 年度と平成12年度)	4
・ 過去の個人所得課税の減税の概要	5
・ 主要国における寄付金の取扱い (個人)	6
・ アメリカの給与所得者の課税所得計算フローチャート (イメージ図)	7
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要	8
・ 平成14年地価公示に基づく平成13年の地価動向について (抄)	10
・ 東京圏における価格上昇又は横ばい (変動率ゼロ) 地点	11
・ 人口10万人以上の地方都市の商業地における平均変動率と最高価格地の変動率の推移	12
・ 「地域経済動向」内閣府 (平成14年 2 月)	13

一般会計税収、名目 GDP の推移と主な税制の動き



所得税収の内訳の推移

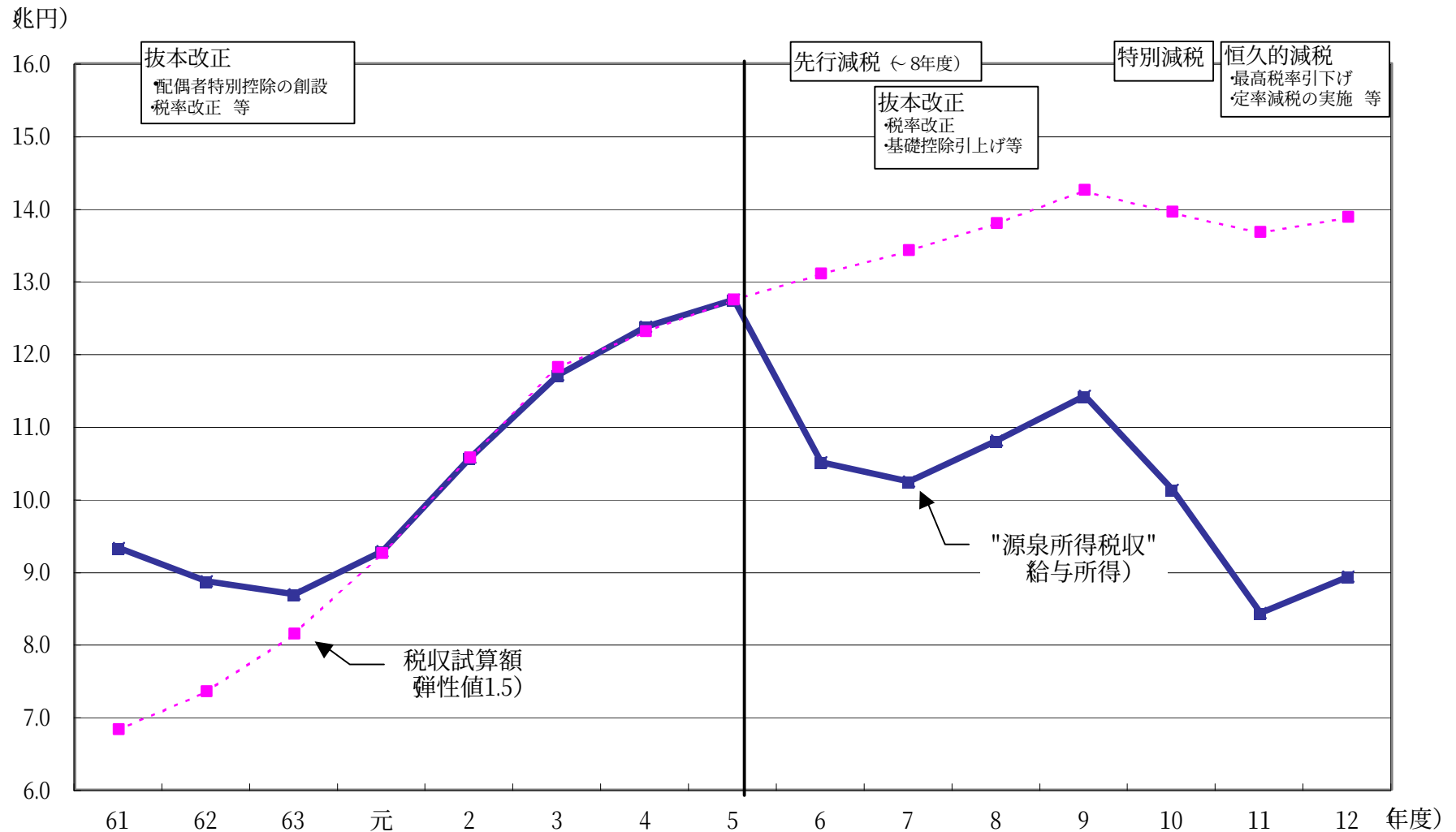
兆円)



(注) 1. 12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

2. "給与 源泉分"は、源泉所得税収から給与所得以外の所得に対する課税額を差し引いた金額を示したものである。

"源泉所得税収 給与所得)"の推移について



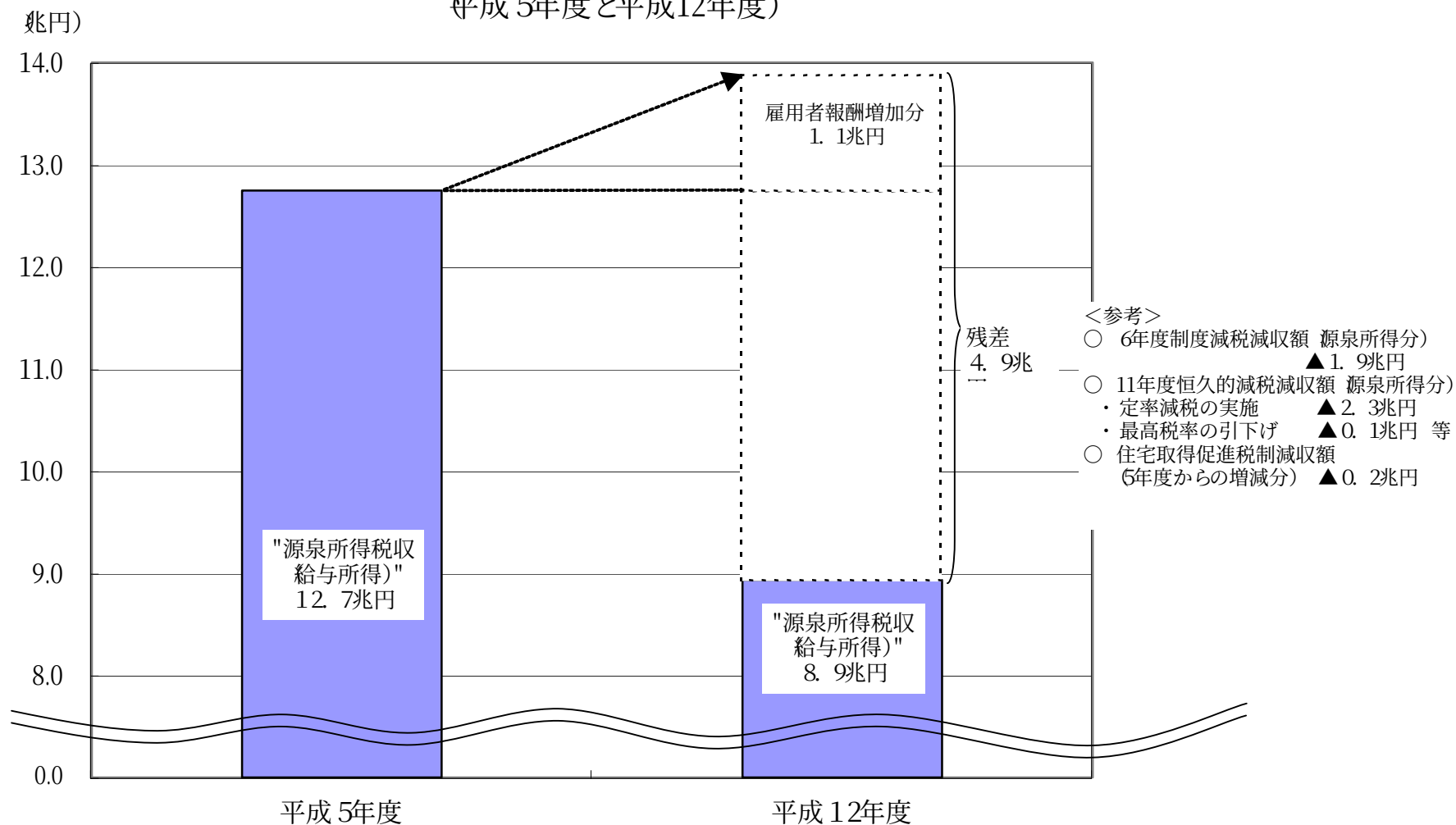
<名目GDP 伸率> 4.5 5.0 7.1 7.5 8.1 5.3 1.8 0.9 1.0 2.0 2.6 1.0 ▲1.3 ▲0.2 ▲0.3
 <雇用者報酬 伸率> 3.7 4.0 5.8 7.6 8.4 7.3 2.7 2.3 1.8 1.7 1.9 2.3 ▲1.5 ▲1.4 1.0

注) 1. 税収試算額は、5年度の"源泉所得税収 給与所得)"を基準に、各年度の雇用者報酬の伸率×弾性値【1.5】で延伸した額。

2. "源泉所得税収 給与所得)"は、源泉所得税収から給与所得以外の所得に対する課税額を差し引いた金額。

備考) 雇用者報酬は「国民経済計算(内閣府)」による。

"源泉所得税収 給与所得)"の推移について 平成 5年度と平成12年度)



注) 1. 「雇用者報酬増加分」は、平成 5年度の"源泉所得税収 給与所得)"と、それを基準に 雇用者報酬伸率×弾性値【1.5】で延伸した額との差額。

2. "源泉所得税収 給与所得)"は、源泉所得税収から給与所得以外の所得に対する課税額を差し引いた金額。

備考)雇用者報酬は「国民経済計算 内閣府」による。

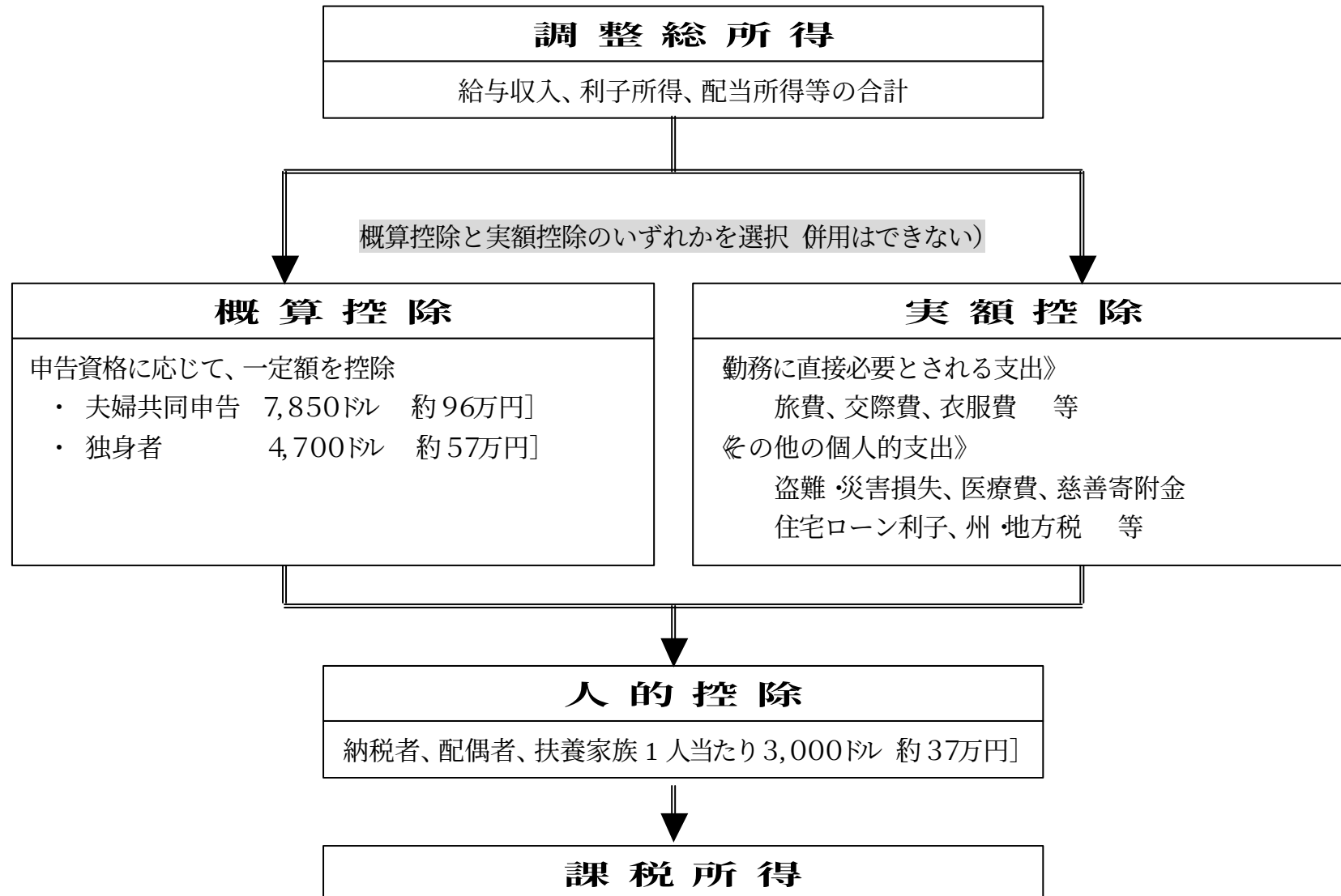
過 去 の 個 人 所 得 課 税 の 減 税 の 概 要

改 正 等 の 時 期 等		減 税 の 内 容	減 税 規 模
昭和62・63年	抜本改正	配偶者特別控除の創設 税率改正 等	5.5兆円〔国 3.9兆円 地方 1.6兆円〕
平成6年	特別減税	20%の定率減税 〔所得税 最高 200万円〕 〔個人住民税 最高 20万円〕	5.5兆円〔国 3.8兆円 地方 1.7兆円〕
平成6年	抜本改正	税率改正 基礎控除の引上げ 等	3.5兆円〔国 2.4兆円 地方 1.0兆円〕
平成7年	特別減税	15%の定率減税 〔所得税 最高 5万円〕 〔個人住民税 最高 2万円〕	2.0兆円〔国 1.4兆円 地方 0.6兆円〕
平成8年	特別減税	15%の定率減税 〔所得税 最高 5万円〕 〔個人住民税 最高 2万円〕	2.0兆円〔国 1.4兆円 地方 0.6兆円〕
平成10年	特別減税	定額減税 〔所得税 本人 3.8万円・扶養 1.9万円〕 〔個人住民税 本人 1.7万円・扶養 0.85万円〕	4.0兆円〔国 2.8兆円 地方 1.2兆円〕
平成11年	恒久的減税	税率改正	4.1兆円〔国 3.0兆円 地方 1.1兆円〕
		〔所得税 20%の定率減税（最高25万円）〕 〔個人住民税 15%の定率減税（最高4万円）〕	

主 要 国 に お け る 寄 付 金 の 取 扱 い （ 個 人 ）

	寄 付 金 の 種 類	所 得 税 の 控 除 限 度 額 の 計 算	（参考）公益性の認定機関
日本	国又は地方公共団体に対する寄付金	次の額を限度として所得から控除する $\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した寄付金の} \\ \text{合計額} \\ \text{（所得の25\%相当額が限度）} \end{array} \right] - 1 \text{万円}$	財務大臣 主務大臣
	指定寄付金		
	特定公益増進法人に対する寄付金		
	認定NPO法人に対する寄付金		
アメリカ	特に公益性の強い団体に対する寄付金（連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄付金を含む）	調整総所得の50%を限度として所得控除 （注）調整総所得とは一定の経費を控除後の所得	内国歳入庁
	その他の一定の公益団体に対する寄付金	調整総所得の30%を限度として所得控除 ただし、特に公益性の強い団体に対する $\left[\begin{array}{l} \text{寄付金の控除と合計して調整総所得の} \\ \text{50\%を限度} \end{array} \right]$	
イギリス	慈善団体に対する寄付金	寄贈者は寄付金全額を所得控除できる	慈善団体委員会（政府機関） 内国歳入庁
ドイツ	慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄付金	以下のいずれか大きい金額を限度として所得控除 ①年間の総売上高と賃金の合計額の0.2% ②所得の5%（慈善、学術目的及び特に奨励に値すると認められる文化目的の寄付金については10%）	税務署
フランス	特に公益性の強い団体に対する寄付金（宗教団体、慈善団体等）	寄付金額（課税所得の10%以下）の50%の税額控除 （注）課税所得とは所得控除後の所得 ただし、特に社会的弱者の救済を目的とする公益団体については、寄付金額 $\left[\begin{array}{l} \text{（400ユーロ以下）の60\%の税額控除} \end{array} \right]$	課税庁
	その他の一定の公益団体に対する寄付金		

アメリカの給与所得者の課税所得計算フローチャート (イメージ)



主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要（未定稿）

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
実額控除の認められる経費の範囲 (1) 旅 費 (2) 通 勤 費 (3) 衣 服 費 (4) 交 際 費	自己が負担した職務上の旅費に限る。 控除を認めない。 特殊な職業に従事する故に着用を命ぜられ、かつ通常の場所では着用されない衣服の費用に限り控除を認める。 例：消防士、警官の制服 雇用主が負担を要求したことを証明した場合のみ控除を認める。	左に同じ。 左に同じ。 職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り、控除を認める（この場合一定の控除率が労働組合と当局との間で協議されて決められるのが慣例である。）。 原則として控除を認めない。	左に同じ。 控除を認める。 ただし、自動車等による移動の場合には、一定の限度で控除を認める。なお、公的交通機関を利用する場合は、勤務先から支給を受ける通勤費用手当は、非課税。 職場でのみ着用される職業用の衣服の費用に限る。通常の衣服は、職場で着用されるものであっても控除を認めない。 例：作業服、ヘルメット 取引概念上適当であり、かつ、その理由と額が書面により証明されるものは、支出額の80%を限度として控除を認める。	左に同じ。 控除を認める。 ただし、40km以上遠から通勤している者は、そこに居住することが合理的な事情によることを立証した場合に限る。 特別な衣服を必要とする職業に限り控除を認める。 例：芸人の衣装、ウェイト一の制服、作業服 職務の遂行上必要なものに限り控除を認める。

(5) 研 修 費	雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため、又は職務上必要な技能の維持向上を目的とする研修費用に限り、控除を認める。	控除を認めない。	現在の雇用に関し、職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するための費用に限り控除を認める。	職業上の資格を得るための費用、又は学位論文の準備、印刷に要する費用は控除を認める。
(6) 職業上の図書の購入費	雇用主の要求がある場合又は職務上必要な定期刊行物の講読費について控除を認める。	原則として、控除を認めない。	専ら職務の遂行上必要な専門書、専門雑誌に限りその購入費の控除を認める。	職業上必要な書籍等の購入費は控除を認める。
(7) 職業上の団体の会費	職業上の団体の会費、労働組合費は控除を認める。	一定の職業上の団体に限り控除を認める。なお、労働組合費は、控除を認めない。	営利を目的としない職業上の団体（学会、労働組合等）の会費は、控除を認める。	労働組合費は控除を認める。
(8) その他控除の認められる主な経費	転勤費用、外勤セールスマンの経費等		職業上家族と離れて二重生活をしている者について、帰省費（週1回分だけ）等、二重生活の為のやむをえない支出について控除を認める。	職業上利用する自動車の減価償却費、接待費など。

平成14年地価公示に基づく平成13年の 地価動向について（抄）

平成14年3月26日
国土交通省土地・水資源局

I. 概況

- 平成13年の全国の地価の状況を概観すると、住宅地・商業地ともに下落幅が拡大した。
- 三大都市圏においても、東京圏の商業地を除き下落幅が拡大したが、東京圏では、横ばいの地点が大幅に増加した。
- 利便性・収益性の差や個別の地点のおかれた状況によって、地価の二極化・個別化がより進行している。

（中略）

II. 特徴

- 地域経済の動向や個別の地点のおかれた状況によって地価動向に相違があり、上昇や横ばいの地点が増加した地域や新たに現れた地域が見られた。
- 景気の悪化による企業活動の停滞、雇用情勢の悪化、所得の減少などが土地の需給バランスに影響を与えている。

1. 三大都市圏

- (1)住宅地については、（中略）

(2)商業地については、

- ①東京都区部都心部で、高度商業地や、海外ブランド店舗の立地が進んだ地区、再開発や交通基盤整備が行われた地区では、上昇や横ばいの地点が増加した。
- ②東京都区部都心部以外にも、駅周辺で大規模な再開発が展開されている地区においては、上昇や横ばいに転じた地点が現れた。
- ③大阪市や名古屋市の高度商業地等でも、海外ブランド店舗等の立地や再開発により集客力が高まった地区では、下落幅が大幅に縮小した地点や、上昇又は横ばいとなった地点が見られた。
- ④都心部でも、景気悪化の影響を強く受けている地域や道路幅員等の立地条件が劣る地点では、大きな下落が続いている。

2. 地方圏

- (1)人口10万人以上の地方都市の中心商業地では、消費が低迷する中で、郊外型量販店の進出等もあり、大規模商業施設の撤退や中小小売店舗の閉鎖により、大きく下落しているところが多い。
- (2)その中で、ブロック中心都市の高度商業地では、大規模な再開発が展開されている地区等において、ほぼ横ばいやわずかな下落となった地点が現れた。

東京圏における
価格上昇又は横ばい(変動率ゼロ)地点
(住宅地)

【上昇地点】

	H12公示	H13公示	H14公示
港区	0	11	3
渋谷区	0	1	1
新宿区	0	2	0
大田区	0	0	2
東京圏合計	0	14	6

【横ばい(変動率ゼロ)地点】

	H12公示	H13公示	H14公示
渋谷区	0	20	31
港区	0	8	21
千代田区	0	7	6
新宿区	0	2	1
中央区	0	0	1
目黒区	0	0	5
品川区	0	1	3
中野区	0	3	1
大田区	0	0	1
江東区	0	0	1
さいたま市	0	4	12
鳩ヶ谷市	0	0	4
川口市	0	0	2
市川市	0	0	1
東京圏合計	0	45	90

東京圏における
価格上昇又は横ばい(変動率ゼロ)地点
(商業地)

【上昇地点】

	H12公示	H13公示	H14公示
千代田区	0	0	5
港区	0	2	4
中央区	1	2	4
渋谷区	0	1	1
新宿区	0	3	0
立川市	0	0	1
東京圏合計	1	8	15

【横ばい(変動率ゼロ)地点】

	H12公示	H13公示	H14公示
渋谷区	0	5	11
新宿区	3	2	3
中央区	2	2	2
港区	1	1	2
千代田区	3	6	1
葛飾区	0	0	1
立川市	0	0	1
さいたま市	0	0	1
海老名市	0	0	1
東京圏合計	9	16	23

人口10万人以上の地方都市の商業地における 平均変動率と最高価格地の変動率の推移

(注)

(単位：％)

	H13公示	H14公示
平均変動率	△ 8.8	△ 10.0
うち最高価格地の 平均変動率	△ 13.3	△ 14.5

(注) 人口10万人以上の地方都市：計109都市

「地域経済動向」内閣府(平成14年2月)

地域経済動向における各地域の景況の推移

	12年 8月	11月	13年 2月	5月	8月	11月	14年 2月
北海道	足踏み状態	足踏み状態	足踏み状態	弱まっている	大幅に悪化している	大幅に悪化している	悪化のテンポが速まっている
東北	改善が続いている	改善が続いている	改善が続いている	弱まっている	大幅に悪化している	大幅に悪化している	大幅に悪化している
北関東	緩やかな改善が続いている	緩やかな改善が続いている	改善のテンポが緩やかにになっている	弱まっている	悪化している	一段と悪化している	一段と悪化している
南関東	緩やかな改善が続いている	緩やかな改善が続いている	改善のテンポが緩やかにになっている	弱まっている	悪化している	一段と悪化している	一段と悪化している
東海	改善が続いている	改善が続いている	改善が続いている	足踏み状態	弱まっている	悪化している	一段と悪化している
北陸	緩やかな改善が続いている	緩やかな改善が続いている	緩やかな改善が続いている	弱まっている	悪化している	一段と悪化している	一段と悪化している
近畿	緩やかな改善が続いている	緩やかな改善が続いている	改善のテンポが緩やかにになっている	弱まっている	悪化している	一段と悪化している	一段と悪化している
中国	改善の動きが強まっている	改善が続いている	改善のテンポが緩やかにになっている	弱まっている	弱まっている	悪化している	悪化している
四国	緩やかな改善が続いている	足踏み状態	足踏み状態	弱まっている	大幅に悪化している	大幅に悪化している	悪化のテンポが速まっている
九州	改善が続いている	改善が続いている	改善が続いている	弱まっている	悪化している	一段と悪化している	悪化している
沖縄	回復している	回復している	回復している	緩やかな改善が続いている	おおむね横ばい	弱まっている	悪化している

(備考)  は上方修正。  は下方修正。

北海道 … 北海道

東北 … 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

北関東 … 茨城県、栃木県、山梨県、長野県

南関東 … 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

東海 … 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

北陸 … 富山県、石川県、福井県

近畿 … 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国 … 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 … 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 … 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄 … 沖縄県